

# ●まちのお知らせ

お問い合わせは安八町役場 ☎ 64・3111

総務課  
☎ 64・7100【直通】

## 年末年始業務のご案内

### ○年末年始閉庁期間

12月27日(土)～1月4日(日)

※ただし、戸籍関係(死亡・出生・婚姻など)の手続きは受付します。

税務課  
☎ 64・7102【直通】

## 町県民税特別徴収のお願い

町では、町・県民税を給与天引き(特別徴収)されていない事業主の方へ、特別徴収制度の実施推進運動を行っています。

地方税法においても、給与所得者

にかかると、町・県民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収」の方法によって徴収するものと定められています。

この制度を実施していただくことによって、次のように納税も便利になります。

- ①従業員の方は、自分で銀行等へ行って納税する手間がいりません。
- ②年間4回の納税が、毎月の給与天引き(年12回)になり、1回の納税額が少額になります。
- ③事業主の方にとっても、所得税のように税額を計算したり、年末調整をする手間がかかりません。事業主の皆さん、ぜひご協力をお願いします。

また、特別徴収制度への切り替え

等の手続きに関しては、役場税務課までお問い合わせください。

## 納付済額のお知らせの発送について

平成26年中(1月～12月)に納めていただいた国民健康保険料または後期高齢者医療保険料の『納付済額のお知らせ(確定申告用)』は1月中旬に発送します。確定申告の参考としてご利用ください。

## 安八町ふるさと寄附金 ありがとうございます

(敬称略)

○株式会社 エス・ケイ通信

50,000円

○海老沼秀雄(東京都品川区)

50,000円

# 安八町入札参加資格審査申請 中間年度追加受付を行います

安八町が発注する物品・供給等の契約に係る入札及び見積等の参加資格は、有効期間は26・27年度の2年間ですが、まだ登録を済ませていない方を対象に27年度分の追加受付を行います。希望される方は、下記により申請してください。

なお、申請されても直ちに発注または入札及び見積等の指名があるということではありませんので、ご了承ください。

- 受付期間 平成27年2月2日(月)～16日(月) 午前9時～午後5時(土・日・祝日を除く)
- 受付場所 安八町役場 総務課 ※提出書類は必ず持参してください
- 有効期間 平成27年4月1日～平成28年3月31日[1年間]

## ◎提出書類

物品・供給等	
A4縦判の金属金具を使用していない <b>赤色</b> のファイルで綴じる	
1	入札参加資格審査申請書
2	委任状(支店等で取引する場合は、必ず提出すること)
3	営業概要書
4	商業登記簿謄本等
5	営業所一覧表
6	代理店・特約店証明書
7	国・都道府県・市町村の納税証明書(消費税及び地方消費税の納税証明書含む)
8	営業許可・認可証
※上記6・8については、書類がある場合提出してください	

## <注意事項>

- ファイルの表紙、背表紙には申請者名を必ず記載し、提出書類は左記表の順序で綴ってください。
- 申請書・委任状は鮮明に押印してください。その他の書類は写しでも結構です。(A4判)
- 商業登記簿謄本等について、商業登記簿謄本に該当しない場合は、代表者の身分証明書を提出してください。なお、支店長等に委任する場合で、受任者が商業登記簿謄本に記載のないときは受任者の身分証明書も提出してください。
- 納税証明書について、直近2カ年のものを提出してください。なお、都道府県税及び市町村税の納税証明書については、本店または委任先のみで足りません。(未納がない旨の証明書でも結構です)
- 商業登記簿謄本等と納税証明書は、申請書提出日より90日以内に発行されたものを提出(コピー可)してください。
- 申請書は安八町ホームページ(<http://www.town.anpachi.gifu.jp>)からダウンロードできます。

【問い合わせ先】 安八町役場 総務課 ☎ 64・7100(直通)